

第10回犯罪被害者等基本計画検討会

平成17年11月7日
文部科学省

第4 支援等のための体制整備への取組

1. 相談及び情報の提供等 (基本法第11条関係)

(19) 自助グループの紹介等 [内閣府・警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省]

- ・ 警察、地方検察庁、教育委員会、医療機関や保健所等は関係支援機関の情報提供の際、被害者同士の情報交換を行う自助グループについての情報提供についても冊子に明記してほしい。【犯罪被害者支援団体】
- ・ 長期的支援活動の中に「自助グループ」の位置づけもきちんと行ってほしい。【犯罪被害者支援団体】

【回答】

文部科学省としては、教育委員会が、当該児童生徒等への効果的な支援が可能な関係機関と連携・協力を充実・強化し、自助グループも含め、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省の協力を得て、当該児童生徒及びその保護者等への対応等を促進してまいりたい。

(34) 犯罪等による被害を受けた児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進 【文部科学省】

- ・ 実務担当者のサポートチームを形成する際、児童生徒を対象とする被害者支援団体との連携が必要(子供の会、きょうだいの会等)。また、実務担当者の研修には、児童生徒の気持ちが分かる被害者等が参加するべき。【犯罪被害者団体】

【回答】

問題行動を起こす児童生徒に対するサポートチームを形成しての支援にあたっては、当該児童生徒やその家庭の状況を的確に把握し、必要とされる支援や状況の改善に役立つと思われる支援を行うことができる関係機関等を選定するよう教育委員会及び学校の担当者に対し指導している。

また、地域の実情に応じ、非行防止教室などの参加型学習において犯罪被害者の遺族の方などを外部講師に招くなどの取組を実施し、生徒と教員が一緒になって一人一人の人間を大切にすることを学習するなどの取組を実施しているところであり、今後とも、このような取組を推進してまいりたい。

ソーシャルワーカーに係るプログラムの導入 [文部科学省・厚生労働省]

- ・ カウンセラーによる二次被害やカウンセラーへの転移が問題となっている。スクールカウンセラー等よりは中間者としての立場がより鮮明である「スクールソーシャルワーカー」や「ヒューマンソーシャルワーカー」に関するプログラムの導入を教育の場で検討してほしい。【パブリックコメント】

【回答】

犯罪被害者など様々な支援を必要としている児童生徒への対応に当たっては、教員やスクールカウンセラー、養護教諭をはじめ学校全体が一体となって対応するとともに、児童生徒の状況に応じて保護者や児童相談所などの関係機関、地域の人材との連携を図ることが重要と考えている。

そのため、スクールカウンセラーが児童生徒の状況を的確に把握し、それぞれの状況に応じた支援が行えるよう、スクールカウンセラーや校長、教育相談担当教員等の「連絡協議会」における関係機関との連携のあり方や個別問題を解決に導く事例研究などの研修を支援し、スクールカウンセラーの資質の確保・向上や教育相談体制の充実に努めてまいりたい。

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1. 国民の理解の増進 (基本法第20条関係)

(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進 [文部科学省]

- ・ 学校教育において、「死を迎えた後」の教育をしてほしい。教師と生徒がともに死について考える場を作ってほしい。【犯罪被害者団体】
- ・ 義務教育の授業時間で何らかの形で被害者から声を聞く授業枠を作るべき。【パブリックコメント】
- ・ 道徳教育の大切さは分かっているが、実際の教育現場の教員に具体的な方法論が行き渡っていないのではないか。【パブリックコメント】
- ・ 犯罪被害者等が受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようにするためには、国及び地方公共団体等による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々からの理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要である。しかし、「心のノート」の配布の点については、公教育がみだりに内面的価値に入るべきでないことは、近代公教育の原則だから、反対である(2002年9月21日付日弁連「教育基本法の在り方に関する中教審への諮問及び中教審での議論に対する意見書」26頁)。【日本弁護士連合会】

【回答】

学校教育において、自他の生命のかけがえのなさや誕生の喜びとともに、死の重さ、生きることの尊さなどを積極的に取り上げる場や機会を充実するため、地域の関係の方々の協力を得ながら、効果的な指導内容、指導方法及び教材開発について研究を進め、その成果の普及を図ってまいりたい。

また、学校においては、地域の実情に応じ、非行防止教室等の際に、犯罪被害者の遺族の方などを外部講師に招くなどの取組を実施しているところである。

「心のノート」は、学習指導要領に示された道徳の内容を、子どもたちにとってわかりやすく表した道徳教育用の教材である。子どもたちが道徳的価値について自ら考えるきっかけとなるよう、引き続き配布してまいりたい。

(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進 [文部科学省]

・ 交通事故は犯罪であり、その重大性からして絶対に起こしてはいけないとの認識を持つような教育を実施すべき。【犯罪被害者団体】

【回答】

学校における交通安全教育は、現行の交通安全基本計画にも盛り込まれているとおり、自他の生命尊重という理念の下に、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる社会人を育成するという観点を重視しながら、関連教科や、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間を中心に、教育活動全体を通じて行われているところである。

今後とも交通安全教育の充実に努めてまいりたい。

(3) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

- ・ 性被害やDVに対する社会の偏見は大きい。学校教育の中で性の健康教育を実施してほしい。【パブリックコメント】

【回答】

文部科学省においては、犯罪被害者に対する人権も含めて、学校教育における人権教育を推進しているところである。また、犯罪等の被害に遭った児童生徒へ適切な対応がなされるよう教員への研修を実施している。

今後ともこれらの取組の充実に努めてまいりたい。

(3) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

・ 教育の場から、被害者側から捉えた犯罪についての理解を推進すべき。被害者を特別視するのではなく、被害を自分のこととして受け止めていく必要がある。【パブリックコメント】

【回答】

学校においては、地域の実情に応じ、非行防止教室など暴力防止のための参加型学習がなされているところであり、必要に応じて、犯罪被害者の遺族の方などを外部講師に招くなどの取組を実施しているところである。

なお、人権教育においては、他の人の立場に立ってその人の考えや気持ちなどが分かるような想像力や共感的に理解する力などを培うことが重要であり、このような力を養うために、学校教育及び社会教育を通じた取組を総合的に推進し、人権教育の一層の充実を図っているところである。

今後とも、これらの取組を推進してまいりたい。

(5) 子どもへの暴力防止のための参加型学習への取組

- ・ 犯罪被害者等の中に昨今社会問題化している学校内における「いじめ」被害者が取り上げられてない。「いじめ」の大問題を軽視せず国として取り組んでほしい。
【犯罪被害者支援団体】
- ・ 学校でも暴力防止プログラムの中に女性への暴力、高齢者への暴力、障害者への暴力の視点を盛り込むべき。【パブリックコメント】

【回答】

文部科学省の調査によれば、平成16年度のいじめの発生件数については、2年連続で減少しているものの依然として高水準であり、また、暴力行為については、全体では2年連続減少しているものの、小学校における校内での暴力行為が増加するなど、引き続き教育上の大きな課題として取り組む必要がある。

文部科学省においては、これまでも、

わかる授業・楽しい学校の実現と心の教育の充実

教員の資質能力の向上

教育相談体制の充実

学校における体験活動の推進

出席停止制度の適切な運用

等の施策を行ってきたところである。

また、いじめについては、通知や会議等の場において、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識の下、学校や教育委員会等における取組の在り方等について指導の徹底を図っているところである。

今後とも、これらの取組を推進してまいりたい。

- | |
|--|
| <p>(6) 家庭における命の教育への支援の推進 [内閣府・文部科学省]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 父兄も犯罪被害者等への理解を深めるべき。[犯罪被害者団体] |
|--|

【回答】

既に骨子案に「文部科学省において、家庭における命の教育への支援を推進するため、命の大切さを実感させる意義などを記述した子育てのヒント集として「家庭教育手帳」を作成し、小学生等を持つ全国の保護者全員に配ることにより、子育て講座等での学習の充実を図る。」と記述しているとおり、親の理解促進に努めているところである。

(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

- ・ 学校における安全教育の見直し。被害者にならないための教育に加え、加害者にならないように、加害者となったときの責任の大きさ、社会的な責任等を教え、順法精神を植えつけることを望む。【犯罪被害者団体】
- ・ 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発に当たり、被害当事者の声を聴く場を設けていくことが大切。【犯罪被害者支援団体】

【回答】

学校教育においては、社会科や道徳などを通じて、法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努めることなどについて指導することとしている。

また、学校においては、地域の実情に応じ、非行防止教室等の際に、犯罪被害者の遺族の方などを外部講師に招くなどの取組を実施しているところである。

文部科学省としては、今後とも、生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発に取り組んでまいりたい。

(14) 調査結果の公表を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の増進

- ・ 学校教育において、教材として被害者のことを盛り込んでほしい。【犯罪被害者団体】 【文部科学省】

【回答】

学校教育における補助教材は、各教育委員会の判断により、児童生徒の発達段階に応じて、適切なものはこれを使用することができる。

なお、学校においては、地域の実情に応じ、非行防止教室等の際に、犯罪被害者の遺族の方などを外部講師に招くなどの取組を実施しているところである。今後とも、このような取組を引き続き推進してまいりたい。